

令和6年度 第1回 江別市民健康づくり推進協議会 議事録

■日 時：令和6年8月21日（水）午後6時30分から午後7時45分まで

■場 所：江別市保健センター3階会議室

■出席者：山本 長史、佐藤 文彦、梅本 忠雄、佐藤 貴史、小田島 篤、
石井 智美、伊藤 洋子、雄谷 正史、伊藤 環、貝森 加代子、
田中 圭子、飯尾 雅士、大野 幸子、古川 孝行、松本 伸彦、
橋本 一、事務局14名

■欠席者：廣橋 賢

■傍聴者：なし

☐開会

☐委嘱状交付

☐健康福祉部長挨拶

☐委員紹介

☐会長・副会長互選

（会長に一般社団法人江別医師会の佐藤文彦委員、副会長に江別市食生活改善協議会の伊藤洋子委員が選出される）

☐会長・副会長挨拶

☐報告事項

（佐藤会長）

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

次第の7 報告事項の（1）令和5年度保健事業・健康づくり推進事業報告と（2）令和6年度保健事業・健康づくり推進事業計画について、事務局から一括で説明をお願いします。

（事務局）

それでは配付資料に基づきまして、順次、ご説明いたします。

資料の1ページをお開き願います。

「組織図及び事務分掌」につきまして、健康推進室は、保健センターが、センター

長以下、正職員 27 名、会計年度職員 24 名の計 51 名のほか、健康都市宣言に基づき健康づくりに関する具体的な取組みを保健センターと一体となって推進する健康推進担当が参事以下、正職員 2 名、救急医療等を担当する地域医療担当が正職員 1 名、合計 54 名の体制となっております。

保健センターは、市民の主体的な健康づくり活動を支援し、市民の皆様の健康の保持及び健康増進を図るために様々な業務を行っており、組織といたしましては、庶務や経理など事務を担当する「管理係」と、成人保健を担当する「健康づくり・保健指導担当」、母子保健を担当する「母子保健担当」に分かれています。

令和 6 年度は事業調整担当主幹を配置し、熱中症対策や健康危機の手引書作成など他部局との調整等が必要な事務を担当しています。

また、新型コロナワクチン接種の臨時接種が令和 6 年 3 月で終了したことから、新型コロナワクチンに関する業務も保健センターで所管することとなりました。

なお、係・部門ごとの事務分掌につきましては、資料の下段に記載のとおりでございます。

続きまして、2 ページをお開き願います。

保健センターの施策体系図ですが、上段にあります◆健康増進活動の推進のため、「健康づくり推進事業」として、右側の欄に記載の活動を行っております。

また、◆疾病予防・重症化予防の促進のため、「成人・高齢者検診推進事業」や「がん検診等クーポン事業」等を行っております。

中段にあります◆母子保健の充実のため、「乳幼児健康診査推進事業」や「妊産婦健康診査事業」、「子育て世代包括支援事業」などを行っており、活動内容等につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

えべつ市民健康づくりプラン 21 の体系図についてご説明いたします。

えべつ市民健康づくりプラン 21 は、国が健康寿命の延伸や生活習慣病の重症化予防などを目的に推進する「21 世紀における第 3 次国民健康づくり運動」、いわゆる健康日本 21 や、都道府県健康増進計画を勘案して策定するもので、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康で心豊かに生活ができることを目指すものがあります。

当市では平成 15 年に第 1 次計画を策定いたしまして、昨年度、第 2 次計画期間の最終年度であったことから、本協議会でもご協議いただき、令和 6 年 3 月に健康づくりプラン 21（第 3 次）を策定したところであります。新たなプランは令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間を計画期間としております。

本プランでは、えべつ未来づくりビジョンの基本目標でもある「みんなが支え合う、いつまでも元気に暮らせるまち」を基本理念としております。基本理念実現のため、

「望ましい生活習慣の実践」「生活習慣病およびフレイル予防」「健康づくり推進のための環境整備」の3点を基本的な方向とし、3つの基本的な方向ごとに分野と行動目標を定めております。

お手元の資料はそれぞれ関連する市や関係機関の主な取組をまとめたものでございます。「望ましい生活習慣の実践」のうち「栄養・食生活」を例にご説明いたしますと、「栄養・食生活」の分野では行動目標を、①適正体重を保とう、②野菜をもっと食べよう、③塩分を控えよう、④朝食を食べようの4点としております。

これらの達成に向けた市や関係機関の取組として、母子保健事業での栄養指導や保健指導、相談、食育活動の推進・充実など主な取組を記載しております。

4ページをお開きください。

健康づくり・成人保健の体系図です。生活習慣病の予防や悪化を防ぎ、健康づくりをしていくための健康教育、健康相談、検診等や各種講座を行っております。

5ページをご覧ください。

健康づくり推進事業の主要な部分について報告させていただきます。1項目の「健康づくり情報」ですが、市では、健康情報の充実のため、自治会回覧による「保健センターだより」を定期的に発行しているほか、広報に健康情報を掲載しております。右の欄に令和6年度計画と令和5年度実績がございますが、カッコ内が令和5年度の実績となっております。

次にEーリズムについて、こちらは積極的に運動する方を増やすことを目的に作成した江別オリジナルのリズムエクササイズになります。コロナ禍の影響で人数制限を設けて実施していた時期もありましたが、前年度は人数制限を設けず開催できる回数も増えました。Eーリズムは「イス編」「簡単バージョン」「基本編」と3パターンあり、幅広い年齢層に対応した内容になっております。各団体への出前指導を行っておりますので、何かの機会にご活用いただければと思います。

次にBDHQ調査ですが、市民の食と健康に関する実態を把握し、課題を洗い出して健康づくりプラン21（第3次）に反映させるため、令和5年度に調査を実施いたしました。調査の結果につきましては前年度の2月にご報告させていただいており、ホームページにも掲載しております。

その下2つの事業は生活習慣病予防のための野菜摂取を啓発するための活動の実績です。

健康フェスタにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた期間もありましたが、令和5年度は3年ぶりに開催することができ、483人の市民が来場し、各種健康チェックを行いました。

次にこころの健康づくりにつきまして、自殺予防対策として講演会とゲートキーパー研修を実施いたしました。今年度も同じく講演会とゲートキーパー研修会を予定し

ております。

次に地域健康づくり推進事業ですが、市で委嘱しています地域健康づくり推進員が現在、15名おります。その地域健康づくり推進員が中心となり、保健センターで養成したえべつ健康づくりサポーターや自治会の協力を得て、健康づくり推進事業を開催しております。事業内容の詳細は7ページのとおりです。令和5年度は、7団体が健康づくり推進事業を実施し、参加者数は1,146人でした。保健センターは、健康づくり推進員育成事業として、年4回の連絡会、リーダー会議の開催や事業の準備、当日運営等において協力を行い、また、活動に補助金を交付し、健康づくり推進員の活動をサポートしております。

6ページをご覧ください。

地域高齢者の健康づくりとしましては、高齢者クラブや自治会の愛のふれあい交流事業、通いの場において健康講話を実施しております。

また、ふれあいレストランでは食生活改善推進員が食からの健康に関する講話やレクレーション等を通じて、地域での食生活改善推進を図っております。昨年度は6回のふれあいレストランを実施しております。

各種健康教育につきましては、子どもの頃から生活習慣病予防に関する正しい知識を持ち、望ましい生活習慣を身につけることを目的に、小学生に対して喫煙予防教室、中学生に対して生活習慣病予防教室を実施しており、合わせて13回の教室を開催いたしました。また、健康に関する相談の依頼があれば、随時対応しております。

市では、平成29年度に健康都市を宣言したことを受け、地域で様々な健康に関する事業を展開するとともに、健康づくり推進員、健康づくりサポーター、食生活改善推進員の活動を支援し、健康づくり活動に参加する方を増やすよう取り組んで参ります。

8ページをお開き願います。

がん検診については、コロナ禍が過ぎても受診率がなかなか回復しきらない状況がありますが、多くの方に検診を受けていただけるよう検診の重要性についての普及啓発や、検診を受けやすくするような体制整備を図っております。

集団検診については、北海道対がん協会に委託し、検診予約や受診勧奨を行っており、けんしん受付専用の江別けんしん受付ダイヤルを設け、インターネット予約もできるようにしております。

個別検診は主に市内医療機関での実施となります。乳がん検診や子宮がん検診を実施している市内医療機関はそれぞれ2機関と委託機関が少ないため、保健センターを会場に行うレディース検診で子宮がん検診や乳がん検診も受けられる形をとっており、子育て中の女性の方も受けていただけるよう託児付の検診となっております。

がん検診、特定健診、後期高齢者健診など各検診は受診率が低いため、受診率向上

が課題となっており、電話勧奨や勧奨資材送付などにより受診率向上を図っています。

9 ページをご覧ください。

江別市国保加入者の医療費分析結果では、保健事業の取組により予防可能な疾病に着目すると、外来医療費では糖尿病、腎不全、高血圧などの生活習慣病、入院医療費では生活習慣病が重症化したときに起こる心疾患、脳梗塞等で医療費がかかっていることから、生活習慣病予防に重点をおき活動しています。江別市国保加入者で特定健診を受けた方や後期高齢者健診を受けた方を対象として、特定保健指導や生活習慣病予防相談、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの基準に該当した方に対し、来所、訪問、電話等で相談や集団検診の当日に高血圧だった方に個別相談行っているほか、基準に該当しない方にもご希望に合わせて相談を行っています。

令和3年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合の委託を受け、介護保険課や地域包括支援センターとの連携により、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業を開始し、国保から後期高齢者医療制度に移行しても切れ目なく生活習慣病予防や、要介護状態への前段と言われているフレイルの予防のための活動を行っています。

下から6段目の健康状態不明者支援ですが、今年度から新しく始めた取組で、後期高齢者医療制度加入者のうち、抽出年度・抽出前年度の健診受診、医療受診、介護認定のいずれもない者の健康状態を把握し、適切な医療・介護サービス等や高齢者保健事業へ接続する支援を行うこととし、7月から開始しています。

続きまして、9 ページ下段をご覧ください。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルスワクチン予防接種、風しん予防接種についてご説明いたします。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種でございますが、令和5年度までは対象年齢が65歳から5歳刻みであること、また、対象年齢であっても、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方については定期接種の対象とはならないなど、市民の皆さんにとって判りづらいことから、毎年3月末に対象となる方全員に個別通知を行い、ワクチン接種をご案内しております。

なお、対象年齢の経過措置は、令和5年度で終了となり、令和6年度からは、接種日現在で65歳の方が60歳から64歳の基礎疾患をお持ちの方が対象となります。令和5年度は1,283の方が接種し、接種率は21.2%でした。

次に、高齢者インフルエンザでございますが、対象となる方は、65歳以上の方と、一定の障がいをお持ちの60歳から64歳の方でございます。

令和5年度は19,989の方が接種し、接種率は52.2%でした。コロナ前までは接種率45%前後で推移していましたが、コロナ禍以降は接種率が50%を超えており、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行への懸念から、接種率が

高くなったものと考えており、その結果、以前よりも多くの方に接種が定着してきた部分もあると思われます。

次に、新型コロナワクチン予防接種でございますが、無料で受けられる特例臨時接種が令和6年3月31日で終了し、令和6年度からは対象者を限定した定期接種として実施します。対象となる方は、高齢者インフルエンザと同じく65歳以上の方と、一定の障がいをお持ちの60歳から64歳の方でございます。接種時期などにつきましては、現在関係各所と調整中であり、決まり次第ホームページや広報誌などでご案内する予定です。

なお、実績等につきましては、今年度から始まります事業であることから、現時点で実数として反映することが出来ないため、空欄となっていますことご理解願います。

次に、風しん5期予防接種でございますが、対象者は、過去に風しんの公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性でございます。予防接種を受けたことがなくても、自然感染により抗体を保有している場合もあることから、まずは抗体検査を実施し、抗体がない場合のみ予防接種を受けていただきます。抗体検査及び予防接種を無料化するこの事業は令和元年度から始まっており、5年目であった令和5年度は予防接種を受けた方は14人でした。

なお、この無料化事業は、今年が最終年となります。

母子保健事業についてご説明いたします。資料10ページの母子保健体系図をご覧ください。

母子保健事業は、主に母子保健法に基づき、母となる方及び乳幼児の健康の保持、増進を目的として行っております。大きくは「健康づくりを中心にした活動」、「健全発達を促す活動」、「疾病予防に関する活動」に分けられます。

また、えべつ市民健康づくりプラン21の基本方針実現に向けて、事業内容にその要素を盛り込みながら取り組んでいるところです。

「健康づくりを中心にした活動」の中の伴走型相談支援は、令和5年3月に開始した事業です。この事業は国の出産・子育て応援交付金事業に位置付けられており、妊娠期及び出産後に経済的支援を行うとともに妊婦及び出産後の養育者と面談を行い、寄り添いつつその後の見通しをたてることで、必要な支援に繋ぎ、誰もが安心して出産・子育てできることを目指しております。

令和6年度に開始した事業としましては、同じく「健康づくりを中心にした活動」の中の「不妊治療等助成事業」と「低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業」があります。

11ページをご覧ください。

妊娠届出についてですが、母子健康手帳は、令和5年度は550人に交付しております。ここ数年で見ますと徐々に減少してきており、出生数も同様の傾向です。

その下の訪問指導についてですが、特に（１）の赤ちゃん訪問に関しまして、従来は第１子の家庭を中心に実施しておりましたが、令和６年度から全戸訪問とし、赤ちゃんの発育を保証したりお母さんの育児の相談に応じることとしました。そのため、令和５年度は３６４組の実施でしたが、令和６年度は５８５組と大幅に増える見込みです。

その下の欄は、健康教育になります。主にマタニティスクール等プレママ・プレパパ向けの教室と離乳食教室を実施しております。中でも、「プレママ・プレパパ向け育児体験」のニーズが高く、毎月の平日開催の他、年４回は土日にも開催しています。

１１ページ下段、健康相談の欄をご覧ください。

健康相談につきましては大きな変更はなく、保健センターで行われる健康相談や地域での健康相談が定着してきております。

１２ページをお開きください。

健康診査についてですが、（１）妊産婦健康診査につきましては、大きな変更はありません。

乳幼児健康診査につきましては、令和５年度の出生数が例年よりも少なかったことから４か月児健診、１０か月児健診で受診者数が減っていますが、受診率につきましては平均９８％を保っており、ほとんど全てのお子さんの成長を保護者の方とともに確認させていただいております。受診率の高い乳幼児健診の機会をとらえて、野菜摂取や減塩、禁煙など保護者を通じて働きかけを行うことで、健康づくりプランを推進しているところです。

なお、昨年末に国から１か月児健診と５歳児健診について、市町村で実施していくよう通知があり、１か月児健診は令和７年度から、５歳児健診については令和８年度以降に実施できるよう現在準備を進めているところです。

下段の育児支援・虐待予防についてですが、（１）伴走型相談支援は先ほど少し触れましたとおり、令和５年度が事業開始１年目でした。ほぼすべての妊婦・産婦に面談を実施し、出産・育児等の見通しをたてることで、育児不安等の予防に努めました。

１３ページをご覧ください。

（２）乳幼児虐待予防支援事業につきましては、各母子保健事業の機会に支援の必要な親子をスクリーニングし、個別支援を行い、育児不安の解消、健全な親子の関係を支援しております。令和５年度は妊娠期から支援の必要な方をスクリーニングし、妊娠期の個別支援が例年よりも多くなっております。（１）の伴走型相談支援の効果により、早期に支援開始できていると思われます。さらに、令和６年１０月にはこども家庭センターの設置を予定しており、児童福祉部門と母子保健部門がより一層連携・協働し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援体制を強化していきます。（３）産後ケア事業についてですが、利用実績は年々向上しており、令

和5年度の利用実人数は131人で、市内の産婦さんのうち約23パーセントの方が利用しました。

次に資料14ページをご覧ください。

予防接種についてですが、乳幼児期の予防接種については、母子保健事業の際に接種勧奨しており、令和5年度の3歳児健診時点の定期予防接種の接種率は96.9%となっております。

(11) 日本脳炎、(12) ジフテリア・破傷風、(13) 子宮頸がん予防ワクチン等学齢期を対象とした予防接種については、個別通知を行い接種勧奨しております。子宮頸がん予防ワクチンについては、令和4年度に国が積極的勧奨を再開したこと及び令和5年度に9価HPVワクチンが定期接種のワクチンとして追加されたことを受け、市においても定期接種対象者に加え、積極的な勧奨差し控えにより接種機会を逃がしたいいわゆるキャッチアップ接種対象者も含めて個別通知を行ない、正しい知識の普及と情報提供に努めております。

なお、令和6年度はキャッチアップ接種の最終年度ということから、未接種者への再通知、広報えべつでプリモウィメンズクリニックの田中院長へのインタビューの特集を組んだり、学校を通じて定期接種対象の女子生徒にリーフレットを配布したりなど、接種についての情報提供を強化しているところです。

説明は以上です。

(佐藤会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(佐藤会長)

えべつ市民健康づくりプラン21は、前期に当協議会で検討した内容を、今後取り組んでいくに当たっての目標を示したということで理解していいのでしょうか。

(事務局)

資料3ページにプランの体系図を掲載しております。左側半分の行動目標まではプランに掲載している体系図であり、右側は現在推進している具体的な事業を整理して載せています。

(佐藤会長)

わかりやすくまとめられていて良いと思います。

(佐藤会長)

8ページと9ページに成人保健事業の内容が掲載されています。診療をしている立場として、患者に特定健診の受診を勧めても、「いつも検査しているから不要ですよ」と言う人が結構います。なるべく特定健診を受けるよう勧めていますが、受診率が約26%となっていて責任を感じる部分もあります。国保加入者が幅広く検査を受けていただくことで、江別市国保にデータが蓄積されて、解析することでどのような疾病に繋がるのか、重症化するのかという分析ができて医療に役立つので、引き続き健診受診を勧めるようにします。

また、9ページに記載のある糖尿病性腎症の重症化予防プログラムについてですが、今、糖尿病性腎症から人工透析になる患者が多く、それに伴い保険者が負担する医療費が多額になっています。医療費を少しでも抑える、あるいは早期に発見してなるべく人工透析にならないようにと、国や都道府県から市町村に対して地域の医師会と協力して取り組むよう通知がありました。今、江別市と江別医師会が協力してこの難題を解決するように取り組んでいます。江別市に腎臓専門医は少ないので、循環器の医師が中心となって対策委員会を作って専門的な検討を進めています。その際、特定健診のデータが非常に生きてきます。いずれ、プログラムがまとまった時点で公表できると思います。

(小田島委員)

9ページに記載されています高齢者予防接種事業について伺います。私の友人で、肌にピリピリとした痛みを感じて、その後神経痛を起こした人がいます。ワクチンを打った方がいいのですが、接種費用が大変高いと聞きます。市で助成してもらえないのでしょうか。

(佐藤会長)

带状疱疹のことかと思いますが、带状疱疹予防のワクチンがあり、生ワクチンは8,000円から12,000円程度かかり、不活化ワクチンは1回20,000円程度を2回接種する必要があります。2つのワクチンの違いは抗体が持続する期間であり、生ワクチンよりも不活化ワクチンの方が長く効果が続くことが証明されています。自治体によっては接種費用を助成しているところもあるようですが、江別市の方針を教えてください。

(事務局)

江別市では、定期接種化されている予防接種に対して助成しています。現在、带状疱疹ワクチンは定期接種になっていないので、助成は行っていません。しかし、国において、带状疱疹ワクチンは新たな対象疾病に関する検討事項とされており、定期接種化について検討されています。定期接種になりましたら、江別市としても助成を開

始したいと考えております。

(伊藤環委員)

脳ドックや子宮がん検診を毎年受診したいと考えているのですが、昨年受けた人は助成対象にはならないと聞きました。毎年助成してもらえないのでしょうか。

(事務局)

各種がん検診は国の指針に基づいて行っております。指針において子宮がん検診の受診頻度は2年に1度と定められており、隔年受診でも死亡率の減少効果があるとされているため、2年に1度の実施としています。

(事務局)

国保脳ドックを隔年で実施しているのは、限られた予算の中で広く助成するために隔年としています。

(伊藤環委員)

健康状態不明者支援という事業は始めて耳にしましたが、人数は250人となっています。他の事業はカッコ書きでの人数も記載がありますが、この事業はないのでしょうか。

(事務局)

カッコ内の数字は令和5年度の実績を記載していますが、この事業は令和6年度からの新規事業なので、カッコ内の数字はありません。

(伊藤環委員)

対象者は何人くらいいるのでしょうか。

(事務局)

後期高齢者医療保険加入者のうち、令和4年度と令和5年度にけんしん受診も医療受診もなく介護認定も受けていない方が380人ほどいらっしゃいました。予防効果を見込んで75歳から79歳の方を対象として、保健師や管理栄養士がお宅に訪問して健康の調査をさせていただいています。計画段階では250人を予定していましたが、絞り込んだ結果173人が対象となりました。多くの方は健康で自覚症状もなく元気なので大丈夫とのことですが、中には一部心配な方もいらっしゃいますので、地域包括支援センターや介護福祉機関と連携して支援を行っていきます。

(佐藤会長)

委員の皆様から、貴重な意見をいただきましたが、事務局におかれましては十分留意されまして、今後の事業運営の参考にさせていただきたいと思います。

□協議事項

(佐藤会長)

それでは、次第の8 協議事項(1)「第2次江別市自殺対策計画に基づく取組内容について」を、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料15ページの、協議事項(1)第2次江別市自殺対策計画に基づく取組内容について説明させていただきます。

第2次江別市自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱及び北海道自殺対策行動計画並びに地域の実情を勘案して策定する市町村自殺対策計画です。昨年度の本協議会でもご協議いただき、令和6年3月に策定いたしました。

1 江別市における自殺対策の課題についてですが、国が公表する江別市における自殺者等の推移や自殺の特徴から、記載の3点を江別市における自殺対策の課題としました。第1次計画策定のとときと比較すると、30歳代までの自殺死亡率が増えており、男性は20歳未満と20歳代、女性は30歳代の自殺死亡率が国に比べて高くなっており、(3)若年層の自殺が増えている を今回新たに追加しました。

2 第2次計画における基本施策と重点施策についてですが、自殺は、将来の夢や、やりがいのある仕事や趣味、経済的安定といった「生きることの促進要因」より、将来への不安や絶望、経済苦、病気や介護疲れ、孤独などの「生きることの阻害要因」が上回ったときや、いくつかの問題が重なり深刻化したときに起こりやすいと言われています。生きることの促進要因を増やし、阻害要因を減らすといった「生きることの包括的な支援」を土台として行います。

基本施策は、第1次計画から引き続き「地域におけるネットワークの強化」などの5点とし、重点施策は、江別市の自殺対策に合わせた3点としています。

3 第2次計画における主な取組についてですが、取組における各施策は、生きることへの支援であり、多くの市の部署や機関で行っていることから、保健センターで行う主な取組を中心に記載しています。

上から1つめの「ゲートキーパー養成研修会」についてですが、ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことで、特別な資格は必要ありません。地域の自殺対策を支える人材育成として、一般市民の他、高齢者支援者、子育て支援者、民生委員・児童委員、学校関係者、市職員など日頃市民の支援にあつたっている方を対象として開催します。また、地域の団体等からの依頼に応じて健康講話という形でメンタルヘルスに関する講話も行いま

す。

下から2つめの「SNS等による啓発活動」についてですが、若年層の自殺が増えていることやSNSの普及に伴い、デジタル媒体での情報発信として、特に自殺者が増えると言われている夏休みや冬休み等の長期休暇明けや、自殺予防週間がある9月、自殺対策強化月間である3月に合わせて、自殺予防や悩みを抱えた人が相談できる場の情報提供を行います。

一番下の「江別保健所管内大学間情報交換会」ですが、市内には4つの大学があり、約1万人の学生が通学しています。各大学へのヒアリングの中では、SOSを発信できない学生や、他人とのコミュニケーションがうまく取れず孤立し、過量服薬やリストカットなど自殺に傾きやすい学生への対応に苦慮しているとの実情をお聞きして、江別保健所と若者の自殺対策について情報共有を行い、江別保健所管内6大学を対象とした情報交換会への参加を通して、大学間や地域との連携を深めることで若年層の自殺対策を検討する予定です。

戻りまして上から3つめの「相談先窓口一覧カード配布・周知」ですが、様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」を作成し、令和4年度に見やすいように文字やサイズを大きくした高齢者版を作成しました。

現在、公的施設や教育機関、薬局、商業施設等で配付したり、市ホームページ、SNS、自治会回覧である保健センターだよりでカードについて周知していますが、このカードを必要とする人により届きやすくするための周知拡大方法について検討中です。

委員の皆様の所属団体や関係団体の中で、周知に適したイベントや集まりなどがあればご紹介いただいたり、周知方法についてご意見をいただいたりできますと幸いです。説明は以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。今年度の自殺予防の取組について説明がありましたが、委員のみなさまからご意見や確認事項はございませんか？

(佐藤会長)

特にご意見等はないということですので、次に次第の8 協議事項(2)「健康危機管理(感染症)に係る手引書作成について」を、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

16ページの、協議事項(2)健康危機管理(感染症)に係る手引書作成について、御説明いたします。

1 手引書作成の背景ですが、令和4年12月、国は、記載の2つの法律を改正し、

都道府県が作成すべき「感染症予防計画」で、保健所体制の項目を新設するなどの改正を行いました。また、令和5年3月、国は、地域保健対策の推進に関する基本的な指針を改正し、保健所には「健康危機対処計画」を策定する必要があるとし、保健所設置市等以外の市町村は、保健所の対処計画を踏まえ、保健所の協力を得ながら、健康危機管理の対応について定めた「手引書」を作成することとされました。

資料中ほどの図は、江別保健所の会議資料から引用したもので、保健所の健康危機対処計画の法令上の位置づけなどについて、まとめられています。図の上の方にある、改正特措法とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法のことであり、この特措法に基づき都道府県が策定した行動計画、感染症法に基づく感染症予防計画などとの整合性を踏まえ、保健所は、健康危機対処計画（感染症編）を作成するものであります。

さらに、その保健所の対処計画を踏まえ、市は、手引書を作成する必要があります。

次に、2の北海道江別保健所の健康危機対処計画ですが、江別保健所の対処計画は、令和6年3月に策定済みでありまして、保健所では管内市町村に手引書作成を要請しております。保健所の対処計画の全文は、別冊資料として添付しておりますので、御参照願います。

次のページをご覧ください。

3の、江別市健康危機管理（感染症）に係る手引書の構成（案）ですが、記載のとおり構成としたいと考えています。江別保健所の対処計画をはじめ、特措法に基づく市の行動計画との整合性に留意します。

1の背景から3の市内の地域事情までは、前置きの部分で、記載のとおりであります。

4の手引書作成の基本的な考え方からが本体の部分で、(1)対象とする感染症、発生段階の定義は、保健所の対処計画と同様とします。(2)改定は、道の感染症予防計画や江別保健所の対処計画の改定等に応じ改定する旨を記述します。(3)関係機関相互の連携協力の確保として、国・道や保健所、関係機関との連携について、記述します。

次に、5の平時における準備については、保健所の対処計画と同じ項目(1)から(6)について、市としての取組を記述したいと考えています。

6の感染状況に応じた取組、体制については、「5 平時における準備」に記載した各取組等について、(1)から(4)の時期ごとに、想定される業務等を記述したいと考えています。

最後に、4 今後の作成スケジュールですが、お示しするのは現時点の予定であり、進捗状況に応じ変更の可能性があります。(1)の江別保健所と打合せは、去る8月7日に1回目の打合せを実施いたしました。それを含め、年内に複数回、助言をいただく打合せを予定しています。(2)素案の作成は、年内を目標としたいと考えています。(3)医師会・健康づくり推進協議会等での意見交換を、本日を含め適宜行い、(4)今年度末までに、手引書の作成を完了したいと考えています。以上であります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。保健所と連携を取りながら今年度中に手引書を作成することでした。委員のみなさまからご意見や確認事項はございませんか？

(山本委員)

江別保健所管内では手引書作成を進めている自治体はあまりなく、江別市で手引書を作成することは、道内的に見ても素晴らしい取り組みだと思います。保健所としても協力していい物を作りたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、HPVワクチンについて、キャッチアップ接種は来年の3月31日で終了します。まだ時間があると思われるかもしれませんが3回接種する必要がある、全て打ち終わるまでに半年かかります。つまり、9月までに打ち始めなければなりません。4月以降に接種する場合は、自己負担額が1回数万円かかるので、知り合いでキャッチアップ対象の方がいれば接種を勧めていただければ幸いです。

(佐藤会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

最後に、事務局から何か補足などありますか？

(事務局)

イベントのご案内をさせていただきます。9月28日に野幌公民館を会場に健康フェスタを開催いたします。このイベントは自らの健康づくりに関心を持っていただいて、自ら行動に繋げていただくきっかけになるよう実施しているもので、コロナ禍による中断をはさんで昨年度から再開しています。内容は骨密度測定や健康体力チェック、栄養バランスチェックなどの体験コーナーのほか、管理栄養士による相談コーナーもご用意しています。今年新しく登場するのが、肌年齢チェックでございます。肌年齢はだれしも、特に女性の方は気になることと思いますが、是非チェックを受けていただいて、今後の健康づくりの参考にしていただければ幸いです。開催時間は12時から16時までで、最終受付が15時までと非常に短い時間での開催ではありますが、無料ですので、是非奮ってお越しいただきますようご案内させていただきます。

(佐藤会長)

委員のみなさんから何かありませんか。

(佐藤会長)

他に無いようですので、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

熱心な議論をいただき、ありがとうございました。

□ 閉会

(事務局)

本日はご多用の中、ご出席いただきありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第一回江別市民健康づくり推進協議会を閉会いたします。

本日の協議事項でご説明いたしました健康危機管理の手引書について、今後作成作業を進めるに当たり、委員の皆さまからご意見を伺うために本協議会を開催させていただく場合がございます。開催する場合は別途ご案内させていただきます。

以上でございます。本日はありがとうございました。